

埼玉県告示第八百十三号

告 示

飯能市から飯能都市計画防火地域及び準防火地域の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和二年七月二十一日

埼玉県知事 大野元裕